公益認定時における会計監査報酬の負担の考え方

1. 公益認定申請を行う理由

自リ法第 92 条においては、「営利を目的としない法人」(社団・財団等)を対象として「資金管理法人として指定することができる」という規定が存在するが、自動車ユーザーの便益を考慮した際、以下の理由により、社団・財団のなかでも「公益認定」を受けた公益法人にて資金管理法人の業務が遂行される必要がある。

(理由)

「公益認定」を受けない一般の社団・財団では、運用益に源泉所得税 (20%)が課税されることとなり、自動車製造業者等・情報管理センターへ払い渡す再資源化預託金等に付される利息が減少することとなる(平成21年 度想定課税額約21億円)。

払い渡される利息が減少することはリサイクル事業の収支状況を悪化させ、リサイクル料金等(自動車製造業者等が設定)の引上げが見込まれることから、それを支払う自動車ユーザーの負担が増加する可能性が大きい。

自動車ユーザーの負担を軽減させ、その便益を確保するためには、資金管理法人における業務が「公益目的事業」として内閣府から「公益認定」を受ける必要がある。

上記を主な理由として、資金管理業務の指定法人である財団法人自動車 リサイクル促進センター(以下 JARC という)は、内閣府に対し、資金管理業 務を「公益目的事業」として「公益認定」を受けるための申請手続きを行うこと とした。

2. 認定に伴い発生する監査とその費用負担方法について

公益認定を受けた際は、JARC は新法人となるために当該年度に限り、 年度末の通常監査とは別に現行法人としての最終の決算監査をその時点で 受けなければならない。但し、認可の時期についてはある程度弾力的である ので四半期決算時期などに合わせることが可能となる見込みである。

当該監査はJARC全体の決算監査となるが、JARC内では、全体決算にかかる監査費用は監査に要する時間数に応じて各部署にて按分して負担することを取り決めているということ、また、資金管理センター以外の部署にとっても、些少ではあるが公益認定を受けるメリット(法人税の申告業務等が不要となる)が存在することから、当該監査を受ける全部署にて当該費用を負担することとする。

3. 別途発生する監査報酬額について

前述のとおり、公益認定を受けた場合は当該年度に限り例年に無い監査費用が発生するが、当該監査については毎年度末の決算監査と同様の規模で実施されるため、金額についてもそれに準じた金額となる。

具体的な金額は、現在、監査契約の手続き中のため未確定であるが、概ね、毎年度の決算監査にかかる金額の80%の金額が別途、増加する見込み。

(例1) 平成21年12月末(第3Q に合わせる)に公益認定を受けた場合 通常の第3Q の監査費用が発生しないため、資金管理センターのみ第 3Q の監査費用相当額を差し引いて負担することとなる。

(例2) 平成22年3月末に公益認定を受けた場合

平成22年3月末に公益認定を受けた場合は、公益認定に伴い発生する監査と毎年度末の年次の決算監査が同一の監査となるため、それに伴う特別な監査費用は一切発生しない。

以上